

放射線審議会意見具申において、国内制度に取り入れるべきとされた項目の取り入れ状況

令和 2 年 7 月 17 日
放射線審議会事務局

| 意見具申 | 人事院規則関係 (資料第 147-1-3-1 号) | 医療法関係 (資料第 147-1-4-1 号 P. 2) | 臨床検査技師法関係 | 薬機法関係 (資料第 147-1-4-1 号 P. 5) | 労働安全衛生法関係 (資料第 147-1-4-1 号 P. 7) | 獣医療法関係 (資料第 147-1-5-1 号) | 鉱山保安法関係 (資料第 149-2-1 号) | 船員法関係 (資料第 147-1-6-1 号) | RI 法関係 (資料第 147-1-7-1 号 別紙 1) | 炉規法関係 (資料第 147-1-7-1 号 別紙 2) |
|---|--|---------------------------------|-----------|---------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 5.1. 新たな水晶体等価線量限度の取り入れ | ・水晶体の等価線量限度を 5 年間の平均で 20mSv/年かついずれの 1 年においても 50mSv を超えないこととすることが適当である。 | ◎ | ◎* | ◎ | ◎ | ◎* | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | ・適切な施行時期を設定することが求められる。「5 年間の平均で 20mSv/年」の起算点の扱い方が現状の実効線量の管理と整合するように扱うことが望ましい。 | ◎ (施行時期) □ (5 年の起点) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ (施行時期) □ (5 年の起点) | ◎ | ◎ | ◎ (施行時期) □ (5 年の起点) | ◎ |
| 5.2. 水晶体の等価線量を算定するための実用量 ①3mm 線量当量による測定 (2) 個人の外部被ばくに係る測定及び水晶体の等価線量の算定 | ・個人の外部被ばく線量の測定方法として Hp(3) を位置付けるとともに、Hp(3) で水晶体の等価線量を算定することを可能とすべきである。 | ◎ | ◎ | ◎ (測定) ○ (算定) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | — (測定) ◎ (算定) |
| | ・事業者等において水晶体の等価線量を適切に評価できることを示せる場合 (Hp(10) 又は Hp(0.07) で保守的に評価できる場合や、必ずしも保守的とはいえない場合であっても明らかに新たな水晶体の等価線量限度を下回る場合) には、従前の Hp(10) 又は Hp(0.07) の測定による水晶体の等価線量の算定も認めべきである。 | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | (関係する補足事項) ・事業者等にとって水晶体の等価線量を正確に算定することが必要となると見込まれる場合には、現行法令で義務付けられている装着位置に加え、「眼の近傍」で測定した結果を用いて眼の水晶体の等価線量を算定する。 | ◎ | □ | □ | ◎ | □ | ◎ | ◎ | □ | ◎ |

* 法令の対象者の一部に経過措置を設ける規定がある。

凡例: ◎ 法令上取り入れが確認できる事項
○ 他法令の規定等に対応する事項
□ 通達等に対応する事項
— 法令上規定はないが運用で対応している事項